

第 9 号議案

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件  
 神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例  
 (都市整備等基金条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市整備等基金条例 (平成元年 3 月条例第 50 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 次に掲げる目的を達成するため、神戸市都市整備等基金 (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(1) 公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得に資すること。</p> <p>(2) <u>公共施設の整備並びに都市計画事業及び都市景観事業等の推進に</u> 資すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 次に掲げる目的を達成するため、神戸市都市整備等基金 (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(1) 公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、<u>都市の円滑な整備等に</u> 資すること。</p> <p>(2) 公共施設の整備に資すること。</p>

(置塩こども育成基金条例の一部改正)

第2条 神戸市置塩こども育成基金条例（平成23年3月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施行細目の委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	(施行細目の委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。

（勤労者福祉事業基金条例の廃止）

第3条 神戸市勤労者福祉事業基金条例（昭和46年4月条例第17号）は、廃止する。

（民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例の廃止）

第4条 神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例（昭和49年3月条例第56号）は、廃止する。

（奨学金返還支援基金条例の廃止）

第5条 神戸市奨学金返還支援基金条例（平成29年3月条例第46号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（まちづくり等基金条例の廃止）

2 神戸市まちづくり等基金条例（平成2年3月条例第53号）は、廃止する。

（まちづくり等基金条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の神戸市まちづくり等基金条例に基づく基金に属していた財産は、第1条の規定による改正後の神戸市都市整備等基金条例に基づく基金に属する財産とする。

(勤労者福祉事業基金条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際第3条の規定による廃止前の神戸市勤労者福祉事業基金条例に基づく基金に属していた財産は、神戸市市民文化振興基金条例(平成18年3月条例第80号)に基づく基金に属する財産とする。

(民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際第4条の規定による廃止前の神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例に基づく基金に属していた財産は、神戸市市民福祉振興等基金条例(昭和52年4月条例第1号)に基づく基金に属する財産とする。

#### 理 由

設置目的が類似する等の基金の見直しを行うに当たり、条例を改正及び廃止する必要があるため